

分析結果報告書

試料名:	竹野
採取場所:	防災センター 1-1 (中村)
試料の種類:	浄水
採取日:	令和6年8月5日
採取時刻:	10:10
分析項目:	下記51項目
分析日:	令和6年8月5日 ~ 令和6年8月20日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	30.0 °C ; 水温: 33.0 °C

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	6.4 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.27 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	15 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.024 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.032 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.18 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.014 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.25	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	8.1 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.2 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.020 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	58 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.034 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.41 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.17	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1-2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)			---				---							
---		---				---				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	7.9 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.13 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.1 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.020 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	60 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジオオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	ネトリハロメタン	0.033 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.41 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.17	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（※は、採取者測定）			――				――							
――		――				――				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判	定	上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

試料名:	西部 高区系		
採取場所:	防災センター 4-2 (安井)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和6年8月5日		
採取時刻:	10:30		
分析項目:	下記51項目		
分析日:	令和6年8月5日 ~ 令和6年8月20日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	29.0	℃ ; 水	温 : 30.0
			℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	8.8 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	18 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.020 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	63 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.032 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.54 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.19	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（※は、採取者測定）		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	8.7 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.0 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	17 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.020 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	58 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.032 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.52 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.10	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1,2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---		---		
---		---		---		---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」	
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	8.8 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.0 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	18 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.015 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸気残留物	59 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.0001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000003 mg/L	0.0001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	トリハロメタン	0.026 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.58 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.17	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.5 mg/L		(※は、採取者測定)	---		---		---		---			
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	9.6 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.20 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.0 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	21 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.012 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	56 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000007 mg/L	0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.022 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.61 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.08	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---			
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区 番 14 号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	畑川 新田系		
採取場所:	グリーンハイツ消防詰所		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和6年8月20日		
採取時刻:	09:52		
分析項目:	下記51項目		
分析日:	令和6年8月20日 ~ 令和6年8月30日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	29.0	℃ : 水	温 : 28.0

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	9.6 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.19 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.0 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	22 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.018 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	52 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000006 mg/L	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.031 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.61 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.09	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.9 mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.29 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	13 mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.006 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	28 mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.002 mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジオオキシベンゼン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.015 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.35 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値	6.98		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L		(※は、採取者測定)	---		---			---		---		
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	9.4 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.26 mg/L	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	11.9 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	48 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.011 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	90 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000005 mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.025 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.45 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.009 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.34	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---			---		---				
---		---				---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.2 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.26 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.9 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	20 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.019 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	48 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	セトリハロメタン	0.034 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.48 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.34	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）			――		――		――		――					
――		――				――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書



国立国会図書館蔵

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.5 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	29 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.006 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	52 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジオオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.013 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.23 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.55	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.6 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	29 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.008 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	52 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.016 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.23 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	プロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.53	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	（*は、採取者測定）			――		――		――		――					
――		――				――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	8.1 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	9.8 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.022 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.23 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	プロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.53	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.10 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（※は、採取者測定）			---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	2.7 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.2 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	6 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	28 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.06 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	6.26	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	1,1,2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(*1は、採取者測定)		---		---		---		---			
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.4 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.19 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.9 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.030 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	47 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.014 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.043 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.78 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.022 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.23	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

日本メンテナンス・システム株式会社
大阪府北区 番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	三ノ宮 西田系		
採取場所:	三ノ宮郵便局		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和6年8月5日		
採取時刻:	09:40		
分析項目:	下記51項目		
分析日:	令和6年8月5日 ~ 令和6年8月20日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	32.0 °C	: 水	温: 27.0 °C

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.8 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	20 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.027 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	44 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.013 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.039 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.36 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.019 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.15	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											



計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1aLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	5.3 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.17 mg/L	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	5.6 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	44 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.029 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	77 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.017 mg/L	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.037 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.72 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.020 mg/L	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.57	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---			---		---				
---		---				---		---			検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

試料名:	三ノ宮 質志系		
採取場所:	質志公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和6年8月5日		
採取時刻:	10:00		
分析項目:	下記51項目		
分析日:	令和6年8月5日 ~ 令和6年8月20日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	32.0	℃	: 水温: 22.0

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満 0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満 1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満 0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	4.7 mg/L 200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満 0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満 0.05mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.17 mg/L 0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	6.1 mg/L 200mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満 0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	38 mg/L 300mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.014 mg/L 0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	59 mg/L 500mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L 0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満 0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L 0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満 0.00001mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満 0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満 0.00001mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.026 mg/L 0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満 0.02mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.47 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L 0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満 フェノールとして0.005mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.009 mg/L 0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L 3mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満 0.09mg/L以下		47	pH値	7.63 5.8以上8.6以下	
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満 0.08mg/L以下		48	味	異常なし 異常でないこと	
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満 1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし 異常でないこと	
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満 0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満 5度以下であること	
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満 0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満 2度以下であること	
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（*は、採取者測定）		---		---		---		---	
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.9 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.15 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	40 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.033 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	64 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジオオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.047 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.55 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.016 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.57	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（*は、採取者測定）		---		---		---		---	
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.8 mg/L		200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.24 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.7 mg/L		200mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	57 mg/L		300mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.025 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	85 mg/L		500mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.011 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.037 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.88 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.014 mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.010 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L		3mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値	7.80		5.8以上8.6以下	
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと	
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと	
16	1,1-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること	
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること	
*遊離残留塩素		0.7 mg/L		(※は、採取者測定)	---		---			---		---			
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。														

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.7 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.19 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.4 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	14 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	38 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.002 mg/L	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.017 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.21 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.23	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		---			---		---			---				
---		---			---			---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	9.6 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.18 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	27 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.033 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	78 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.053 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.44 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.28	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---		---		---		検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.4 mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.38 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.0 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	11 mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.017 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	46 mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.002 mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.010 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.028 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.23 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.012 mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.009 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値	7.08		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---			---		---		
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	9.5 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.19 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	25 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.026 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	74 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000005 mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.043 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.49 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.29	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.7 mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.15 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.7 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	30 mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.006 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	49 mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.016 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.34 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.006 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値	7.53		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---			---		---		
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌		0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下
2	大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		4.5 mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物		0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物		0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸		0.14 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		6.8 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		28 mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		0.009 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		52 mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		0.006 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン		0.004 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン		0.019 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		0.42 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		0.004 mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類		0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン		0.006 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		0.4 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物		0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム		0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値		7.51		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素		0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味		異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	49	臭気		異常なし		異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン		0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		0.05 mg/L		0.2mg/L以下	50	色度		1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン		0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度		0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素			0.7 mg/L		(※は、採取者測定)	---		---				---		---			
---			---			---		---				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

京丹波町長 畠中 源一 様

文部科学省

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.5 mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.14 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	28 mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.009 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	49 mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	0.019 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.38 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値	7.44		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L		(※は、採取者測定)	---		---			---		---		
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

[illegible]

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.6 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	19 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.005 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	39 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.006 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.018 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.39 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.34	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び4,4'-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

京丹波町長 畠中 源一 様

試料名:	新中央 坂原系		
採取場所:	角公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和6年8月20日		
採取時刻:	09:51		
分析項目:	下記51項目		
分析日:	令和6年8月20日 ~ 令和6年8月30日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	30.0	℃ : 水	温: 31.0
			℃

日本メンテナンス株式会社
大阪府北区
大塚1丁目1番14号

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.7 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.18 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	32 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.022 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.009 mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.35 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.55	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.06 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	6.7 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.18 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	19 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.016 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	57 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.027 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.39 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.40	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（*は、採取者測定）		---	---			---	---		
---		---			---	---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	7.5 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.18 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	53 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.018 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.33 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.36	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L		(※は、採取者測定)	---		---		---		---	
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

京丹波町長 畠中 源一 様

日本メンテナンス・サービス株式会社
大阪市北区同心1丁目7番14号

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.1 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.9 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	34 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	58 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.012 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.45 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.49	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	（※は、採取者測定）		---		---		---		---			
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													